

環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
52-2111

ごみ分別すれば資源

粗大ごみの特別収集

不用となった家庭用電化製品や自転車などの収集を町が行います。

指定された日時・場所を必ず守り、区長の指示に従ってください。

【雨天決行します】

一般家庭で不用になったものに限ります。営業用の製品・業者の方は出さないください。

○ 出してよいもの

あんま機、乳母車、オルガン、ガステーブル、ガスレンジ、ギター、ゴルフ用具、座椅子、自転車、照明器具、金魚等の飼育用水槽、ステレオ、ストーブ、石油ファンヒーター、ホームこたつ、電気カーペット、扇風機、掃除機、電子レンジ、餅つき機、ビデオデッキ、ミシン、幼児用玩具（すべり台・ブランコ等）PCリサイクルマークのないパソコン など

絶対に出してはいけないもの！

× 家電リサイクル法指定4品目

テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ式とも）・冷蔵庫（冷凍庫を含む）・洗濯機（衣類乾燥機を含む）・エアコン（室内機、室外機とも）

■ PCリサイクルマーク付パソコン

危険なもの、かさばるもの、専門業者でないと処理できないもの

消火器、自動二輪車、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、草刈機、電気温水器、ドラム缶、動力用モーター類、井戸用ポンプ、エンジン類、スプリング類、ベッド、寝具類、ワイヤー針金類、建築廃材、ガレキ類、塩ビ管、農林業を営むための機器類、長さ100cm×幅100cm×高さ100cmを超えるもの など



吉備地域・金屋地域は次ページのとおり実施します。清水地域は10月に実施する予定です。

平成25年度住宅用太陽光発電 設備補助制度

地球温暖化防止の一施策として住宅用太陽光発電設備を新設する方に補助します。

■ 対象者

平成25年4月以降に、太陽光発電システムを設置しようとする方で、本年度中に電力会社と電力需給契約を結ぶことができ、次のいずれかに該当する方

- ① 町内に住所を有し、自ら居住する住宅に設備を設置しようとする個人
- ② 町内に自ら居住するため、設備を設置した住宅を購入しようとする個人

■ 補助額

最大出力1kwあたり2万5千円、限度額10万円（モジュール出力で計算）

■ 対象システム

未使用品（中古品は対象外）で、余剰電力を電力会社に販売できる太陽光システム

■ その他

補助対象になるには条件がありますので、担当課までお問い合わせください。

また、町が実施するアンケートや情報提供にご協力いただきます。

太陽熱利用機器 導入補助制度を創設

本年度から太陽熱利用機器（ソーラー温水器等）を導入しようとする方に対して補助制度を創設しました。

■ 対象者

平成25年4月以降に、太陽熱利用機器を設置しようとする個人または事業者で次のいずれかに該当する者

- ① 町内住宅に設備を設置しようとする者
- ② 町内に設備を設置した住宅を購入しようとする個人又は町内に設備を設置した事業所を設けようとする事業者（中古住宅・事務所は対象外）

■ 補助額

導入しようとする機器費用の3分の1以内、限度額10万円（ただし、貯湯槽を屋上に設置するタイプは5万）

■ 対象システム

太陽熱を給湯または空調等に利用する設備で未使用品に限る。サンルーム、ビニールハウス等は除く。

■ その他

着工前に申請が必要です。補助対象になるには条件がありますので、担当課までお問い合わせください。